

保護者各位

登別市教育委員会

独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付」制度について

学校での不慮の災害に備え、教育委員会では独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」といいます。）と、次のような災害共済給付契約を結んでいます。

この災害共済給付の申請は、学校を経由して行うこととなりますので、学校の管理下（授業中、部活動、休憩時間及び通学途中）で災害に遭われた場合は、学校の指示に従い、必要な書類を添えて申請くださいますようお願いいたします。

なお、共済掛金は教育委員会で負担するため、保護者負担は発生しませんが、本災害共済給付制度への加入を希望しない場合は、教育委員会まで連絡くださいますようお願いいたします（加入を希望される場合は連絡不要です）。

記

○災害共済給付の対象及び給付額

| 災害区分     | 災害の範囲   | 給付金額  |
|----------|---|---|
| けがや病気の場合 | 療養に要する費用（医療費総額）が5,000円以上のもの。<br>（※病院等で支払う額では1,500円以上を目安としてください。ただし、紹介状なしで大病院を受診した場合の、初診時保険外併用療養費は含まれません。） | [医療費]<br>療養に要する費用（医療費総額）の4割が支給されます。<br>（※高額療養費の対象となる場合は別計算となります。） |
| 障害が残った場合 | けがや病気が治った後に、障害が残った場合、障害の程度により第1級から第14級に区分されます。  | [障害見舞金]<br>4,000万円（第1級）<br>～88万円（第14級）<br>（※通学中の災害の場合は半額）         |
| 死亡した場合   | 上記のけがや病気による死亡   | [死亡見舞金]<br>3,000万円<br>（※通学中の災害の場合は半額）                             |
|          | 突然死<br>学校の管理下で、運動などの行為が起因又は誘因となって発生したもの   | [死亡見舞金]<br>3,000万円  |
|          | 突然死<br>学校の管理下で、運動などの行為と関連なしに発生したもの  | [死亡見舞金]<br>1,500万円  |

（これはセンターの災害共済給付制度の概要を記載したものです。）

○生活保護を受けている場合

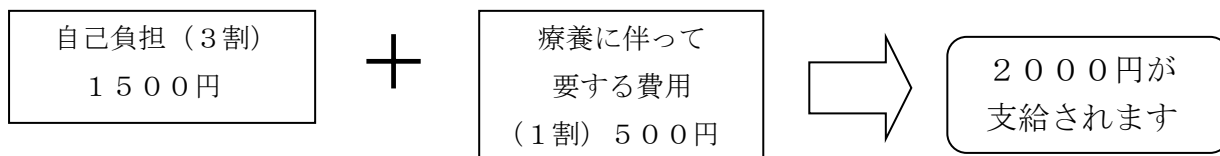
生活保護の医療助成が行われることから、「災害共済給付」の医療費の支給は行われません。ただし、障害見舞金及び死亡見舞金の支給は行われます。

○実際の支給例

- ・療養に要する費用5000円（500点）の場合

|                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| 自己負担（3割）<br>1500円 | 保険者負担（7割）<br>3500円 |
|-------------------|--------------------|

- ・センターからの支給額（一般的な例）



○通学中の自動車事故や、放し飼いの犬にかまれた場合など

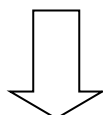
災害の原因が他者（第三者）にある場合は、まずその加害者（自動車の運転者、犬の飼い主など）に対する損害賠償請求を進めてください。

ただし、加害者に損害賠償を行う資力の無い場合や、損害賠償交渉が長引く場合など、その内容によっては「災害共済給付」を受けることができることもあります。

○「災害共済給付」の申請手続きについて

災害に遭われた場合は、学校から所定の用紙をもらい、医療機関等で記入・証明を受け、学校に提出します。

※治療用装具費用の申請等については、領収書の写しなどの提出も必要となりますので、申請書類については学校の指示に従ってご用意ください。



申請は、学校、教育委員会を經由し、インターネットによる「オンライン請求システム」を利用して行います。

※受診した月から2年以内に申請手続きを行わないと、時効により「災害共済給付」を受けることができなくなるので、速やかに手続きを行ってください。

○「災害共済給付」についてのお問い合わせは、教育委員会学校教育グループへお願いします。

登別市教育委員会 学校教育グループ  
〒059-0014 登別市富士町7丁目33番地  
Tel 88-1162